

宮城県消費生活相談員(会計年度任用職員) 令和8年度募集のお知らせ

宮城県では、消費生活相談員として勤務していただける方を募集しています。
(応募の際は、ハローワークを経由してください。)

●採用人数 6名(男女を問いません。)

●勤務場所 仙台市青葉区本町3-8-1(宮城県庁1F)
(宮城県環境生活部消費生活・文化課)
宮城県消費生活センター

●勤務内容

- ・消費生活に係る相談及び苦情処理に関する業務
- ・消費者教育及び啓発に関する業務
- ・消費生活相談情報の整理、入力及び分析に関する業務

●任用期間 令和8年4月1日以降の任用日～令和9年3月31日

●勤務条件

- (1) 勤務日 週4日(当センターが指定する平日及び土曜日)
- (2) 勤務時間 平日勤務 午前8時45分から午後5時15分まで
(7時間30分勤務・休憩60分)
土曜勤務 午前8時45分から午後4時15分まで
(6時間30分勤務・休憩60分)
- (3) 身分 会計年度任用職員
- (4) 給与月額 169,594～184,595円/月額(地域手当含む)
- (5) 通勤手当 上限 150,000円/月額
- (6) 期末・勤勉手当 支給あり(在職期間等に応じて規定に基づき支給)
- (7) その他 実績に応じて時間外勤務手当が支払われます。
社会保険・雇用保険及び有給休暇があります。

●応募資格 応募時点で高等学校卒業以上の学歴を有し、パソコン(Word、Excel、メール、インターネット)の基本操作ができること。

また、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たし、かつ消費生活相談員の使命を理解し、関係知識の習得、自己研鑽に意欲的な方

- (1) 消費生活相談員資格試験(消費者安全法第10条の3第1項)に合格した方(「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」の附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)
- (2) (1)と同等程度の消費者問題に関する専門的知識及び苦情・相談への対応経験を有し、今後、資格を取得する意欲のある方

●応募期間

令和8年2月27日（金）まで

●応募方法

応募者は、ハローワークを経由の上、次の書類を下記の申込先まで郵送してください。

- (1) 履歴書及び職務経歴書（市販の様式可）
- (2) ハローワーク紹介状
- (3) その他（応募資格（1）に該当する場合は、資格認定書等の写し）

●選考方法

1. 選考方法

- (1) 書類選考
- (2) 小論文選考（800字程度）
- (3) 面接

2. 選考日

応募受付後決定します。

※選考会場は宮城県庁とします。

詳細については、書類選考通過者に対して、後日連絡します。

3. 採否決定

選考の後、採否を決定し通知します。

この募集に関する問い合わせ・申込先

名 称	宮城県消費生活センター（消費生活・文化課）
郵便番号	980-8570
住 所	仙台市青葉区本町3-8-1
電話番号	022-211-2524
担 当	長谷川、村上